

【表紙】

| | |
|--|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2023年4月27日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | C E O兼代表取締役社長 小池 広靖 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目2番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 |
| 【電話番号】 | 03-6387-5000 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | N E X T F U N D S 東証R E I T指数連動型上場投信 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2022年10月26日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部 は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(9) 払込期日

<訂正前>

投資者は、指定有価証券ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします。なお、指定有価証券ポートフォリオの時価評価額が申込ユニットの評価額(申込ユニットの受益権の口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額とします。以下同じ。)に満たない場合は、投資者は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。また、投資者は、申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

*販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する不動産投資信託証券等は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託者の指定するファンド口座に移管されます。(不動産投資信託証券等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。)

ただし、販売会社が、不動産投資信託証券等の受渡しまたは支払いの債務の負担を金融商品取引清算機関^{*}(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)に申込み、これを清算機関が負担する場合には、上記の手続きは清算機関の定めに従って清算機関を介して行なわれます。

*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

<訂正後>

投資者は、指定有価証券ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします。なお、指定有価証券ポートフォリオの時価評価額が申込ユニットの評価額(申込ユニットの受益権の口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額とします。以下同じ。)に満たない場合は、投資者は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。また、投資者は、申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

*販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する不動産投資信託証券等は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託者の指定するファンド口座に移管されます。(不動産投資信託証券等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<更新後>

ファンドは、東証REIT指数(以下「対象指数」といいます。)に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の口数の比率を対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。

東証REIT指数とは

東証市場に上場する不動産投資信託全銘柄を対象とした「時価総額加重型」の指数です。基準日である2003年3月31日の時価総額を1,000として計算されます。(権利者：株式会社J P X総研)

次の場合には、運用の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア.対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- イ.対象指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
- ウ.この信託の追加信託または交換が行なわれた場合
- エ.その他連動性を維持するために必要な場合

信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、1兆円相当の有価証券等です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

不動産投資信託証券の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取り扱いの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として不動産投資信託証券と同様です。詳しくは取り扱いの販売会社へお

問い合わせください。

ファンドの設定は不動産投資信託証券によって行ないます。

ファンドの設定は原則として不動産投資信託証券^()によって行ないます。

委託者は追加設定を申し込む投資家に対して、あらかじめ追加設定に必要な不動産投資信託証券のポートフォリオを指定します(これを「指定有価証券ポートフォリオ」といいます。)

投資家は指定有価証券ポートフォリオをもって受益権を取得します。なお、指定有価証券ポートフォリオの時価評価額が、取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭にて設定するものとします。

()ファンドの設定は、以下に示す要件をすべて満たす、委託者の指定する有価証券等(これを「信託適格有価証券等」といいます。)によって行なわれます。

- 1.原則として対象指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券(わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。以下同じ。)であること
- 2.原則として有価証券の不動産投資信託証券の比率が、運用の基本方針に沿ったものであること
- 3.投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること

受益権と不動産投資信託証券を交換することができます。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の現物不動産投資信託証券ポートフォリオ(信託財産で保有する個別銘柄の構成比を基に委託者が銘柄・数量を指定します。

以下当該ポートフォリオを「交換ポートフォリオ」といいます。)と交換することができます。

基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信)

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|------------|-----------|-------------------|------------|----------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| 追加型 | 海外 | 不動産投信 | MRF | 特殊型 |
| | 内外 | その他資産 () | ETF | |
| | | 資産複合 | | |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象インデックス |
|---|--------------|--------------|---------------------|-------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| | 年2回 | 日本 | | 日経225 |
| | 年4回 | | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 北米 欧州 | ファミリーファンド | |
| | 年12回 (毎月) | アジア オセアニア | | TOPIX |
| | 日々 | | | |
| 不動産投信 | | 中南米 | ファンド・オブ・ファンズ | その他 |
| その他資産 () | その他 () | アフリカ | | (東証REIT指数) |
| 資産複合 () | | 中近東 (中東) | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

(3) ファンドの仕組み

< 更新後 >

委託会社の概況(2023年3月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

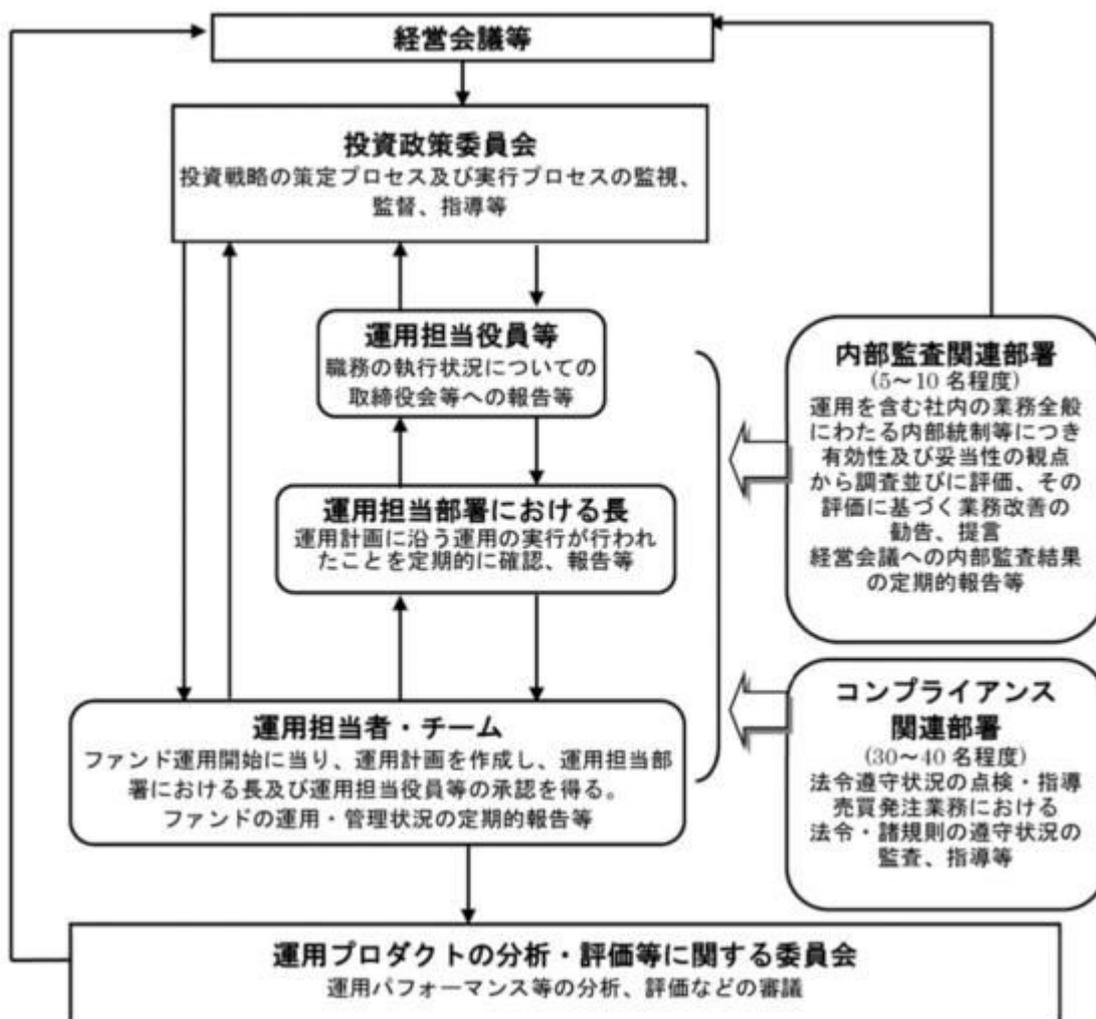
| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

2 投資方針

(3) 運用体制

< 更新後 >

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

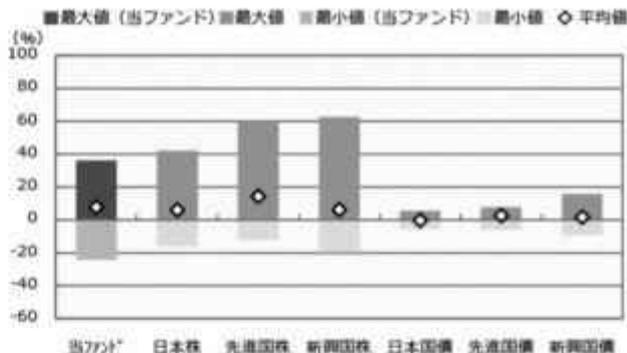
< 更新後 >

■ リスクの定量的比較 (2018年3月末～2023年2月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 36.2 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 7.9 | 15.7 |
| 最小値 (%) | △ 24.2 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 9.4 |
| 平均値 (%) | 7.8 | 6.1 | 14.4 | 6.2 | △ 0.3 | 2.8 | 1.6 |

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年3月から2023年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年3月から2023年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保険または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 手数料等及び税金

(2) 換金 (解約) 手数料

<訂正前>

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

受益権の買取りは、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)の第1号、第2号」に該当する場合には限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

<訂正後>

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

(3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.1705%(税抜年0.155%)以内(2023年4月27日現在年0.1705%(税抜年0.155%))の率を乗じて得た額。

| | |
|---------|--------|
| <委託会社> | <受託会社> |
| 年0.125% | 年0.03% |

* 上記配分は、2023年4月27日現在の信託報酬率における配分です。

2. 不動産投資信託証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

* ファンドが投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

支払先の役務の内容

| | |
|--------|--------|
| <委託会社> | <受託会社> |
|--------|--------|

| | |
|--|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |
|--|-----------------------------|

(4) その他の手数料等

<更新後>

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

対象指数に係る商標使用料(2023年4月27日現在)

ファンドの純資産総額に対し、最大年0.033%(税抜年0.03%)を乗じて得た額とします。

(ただし、税抜150万円を下回る場合は165万円(税抜150万円)とします。)

ファンドの上場に係る費用(2023年4月27日現在)

- ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 課税上の取扱い

<更新後>

個人の受益者に対する課税

受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに

限ります。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2) | 《配当所得》 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益 分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡益 ・譲渡損 | <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金 |

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益権の売却時

受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年2月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2023年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|--------------------|------|-----------------|---------|
| 投資証券 | 日本 | 446,828,132,400 | 98.25 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | | 7,950,315,925 | 1.74 |
| 合計（純資産総額） | | 454,778,448,325 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 資産の種類 | 建別 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------|----|------|---------------|---------|
| REIT指数先物取引 | 買建 | 日本 | 7,902,784,000 | 1.73 |

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 （円） | 簿価 金額 （円） | 評価 単価 （円） | 評価 金額 （円） | 投資 比率 （％） |
|----|------|------|-------------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 投資証券 | 日本ビルファンド投資法人 投資証券 | 50,416 | 570,036 | 28,738,939,737 | 575,000 | 28,989,200,000 | 6.37 |
| 2 | 日本 | 投資証券 | ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券 | 43,217 | 560,076 | 24,204,841,112 | 564,000 | 24,374,388,000 | 5.35 |
| 3 | 日本 | 投資証券 | 日本都市ファンド投資法人 投資証券 | 218,054 | 101,999 | 22,241,463,555 | 102,300 | 22,306,924,200 | 4.90 |
| 4 | 日本 | 投資証券 | 日本プロロジスリート投資法人 投資証券 | 72,846 | 292,084 | 21,277,205,855 | 290,600 | 21,169,047,600 | 4.65 |
| 5 | 日本 | 投資証券 | 野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券 | 139,755 | 150,891 | 21,087,897,766 | 151,000 | 21,103,005,000 | 4.64 |
| 6 | 日本 | 投資証券 | G L P 投資法人 投資証券 | 139,488 | 148,456 | 20,707,875,158 | 143,100 | 19,960,732,800 | 4.38 |
| 7 | 日本 | 投資証券 | 大和ハウスリート投資法人 投資証券 | 65,144 | 281,343 | 18,327,814,307 | 281,100 | 18,311,978,400 | 4.02 |
| 8 | 日本 | 投資証券 | オリックス不動産投資法人 投資証券 | 86,110 | 181,405 | 15,620,799,793 | 182,400 | 15,706,464,000 | 3.45 |
| 9 | 日本 | 投資証券 | ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券 | 96,673 | 147,917 | 14,299,620,794 | 150,400 | 14,539,619,200 | 3.19 |
| 10 | 日本 | 投資証券 | アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券 | 43,211 | 326,040 | 14,088,554,658 | 334,500 | 14,454,079,500 | 3.17 |
| 11 | 日本 | 投資証券 | ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券 | 139,367 | 79,203 | 11,038,397,534 | 77,000 | 10,731,259,000 | 2.35 |
| 12 | 日本 | 投資証券 | 日本プライムリアルティ投資法人 投資証券 | 29,556 | 352,057 | 10,405,423,725 | 359,500 | 10,625,382,000 | 2.33 |
| 13 | 日本 | 投資証券 | インヴィンシブル投資法人 投資証券 | 190,216 | 53,129 | 10,106,062,503 | 54,900 | 10,442,858,400 | 2.29 |
| 14 | 日本 | 投資証券 | 積水ハウス・リート投資法人 投資証券 | 129,864 | 70,507 | 9,156,446,768 | 72,100 | 9,363,194,400 | 2.05 |
| 15 | 日本 | 投資証券 | 産業ファンド投資法人 投資証券 | 64,583 | 140,911 | 9,100,476,803 | 143,600 | 9,274,118,800 | 2.03 |
| 16 | 日本 | 投資証券 | 日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券 | 14,923 | 597,035 | 8,909,556,805 | 607,000 | 9,058,261,000 | 1.99 |
| 17 | 日本 | 投資証券 | アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券 | 22,816 | 380,578 | 8,683,282,343 | 392,500 | 8,955,280,000 | 1.96 |
| 18 | 日本 | 投資証券 | 日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券 | 29,140 | 294,779 | 8,589,888,100 | 294,400 | 8,578,816,000 | 1.88 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------|------------------------------|--------|---------|---------------|---------|---------------|------|
| 19 | 日本 | 投資証券 | ラサールロジポート投資法人 投資証券 | 52,906 | 157,079 | 8,310,434,052 | 154,900 | 8,195,139,400 | 1.80 |
| 20 | 日本 | 投資証券 | フロンティア不動産投資法人 投資証券 | 16,035 | 499,013 | 8,001,682,464 | 502,000 | 8,049,570,000 | 1.76 |
| 21 | 日本 | 投資証券 | ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券 | 25,147 | 313,527 | 7,884,277,927 | 319,500 | 8,034,466,500 | 1.76 |
| 22 | 日本 | 投資証券 | 森ヒルズリート投資法人 投資証券 | 50,820 | 147,536 | 7,497,796,481 | 153,200 | 7,785,624,000 | 1.71 |
| 23 | 日本 | 投資証券 | 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券 | 17,072 | 446,512 | 7,622,863,975 | 454,000 | 7,750,688,000 | 1.70 |
| 24 | 日本 | 投資証券 | イオンリート投資法人 投資証券 | 49,611 | 144,131 | 7,150,527,740 | 148,800 | 7,382,116,800 | 1.62 |
| 25 | 日本 | 投資証券 | 大和証券リビング投資法人 投資証券 | 59,887 | 109,332 | 6,547,593,360 | 113,300 | 6,785,197,100 | 1.49 |
| 26 | 日本 | 投資証券 | ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券 | 31,693 | 196,782 | 6,236,622,884 | 205,700 | 6,519,250,100 | 1.43 |
| 27 | 日本 | 投資証券 | コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券 | 20,666 | 299,095 | 6,181,106,606 | 313,500 | 6,478,791,000 | 1.42 |
| 28 | 日本 | 投資証券 | ヒューリックリート投資法人 投資証券 | 40,434 | 153,183 | 6,193,813,593 | 152,500 | 6,166,185,000 | 1.35 |
| 29 | 日本 | 投資証券 | 森トラスト総合リート投資法人 投資証券 | 80,436 | 71,203 | 5,727,353,746 | 75,800 | 6,097,048,800 | 1.34 |
| 30 | 日本 | 投資証券 | 三菱地所物流リート投資法人 投資証券 | 14,847 | 401,499 | 5,961,064,915 | 403,000 | 5,983,341,000 | 1.31 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 投資証券 | 98.25 |
| 合計 | 98.25 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 種類 | 取引所 | 名称 | 買建/ 売建 | 枚数 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------------|-------|---------------------|-----------|-------|-----|---------------|---------------|-----------------|
| REIT指数先物 取引 | 大阪取引所 | REIT指数先物(2023年03月限) | 買建 | 4,288 | 日本円 | 7,765,568,000 | 7,902,784,000 | 1.73 |

(3) 運用実績

純資産の推移

2023年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

| | | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | | 東京証券取引所 取引価格（円） |
|---------|---------------|------------|---------|--------------|------------|--------------------|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） | |
| 第10特定期間 | (2013年 8月10日) | 46,069 | 46,433 | 1,415.9600 | 1,427.1600 | 1,420 |
| 第11特定期間 | (2014年 2月10日) | 79,230 | 79,903 | 1,543.9500 | 1,557.0500 | 1,546 |
| 第12特定期間 | (2014年 8月10日) | 88,915 | 89,655 | 1,681.3900 | 1,695.3900 | 1,674 |
| 第13特定期間 | (2015年 2月10日) | 117,772 | 118,584 | 1,913.1800 | 1,926.3800 | 1,928 |
| 第14特定期間 | (2015年 8月10日) | 134,224 | 135,183 | 1,861.3700 | 1,874.6700 | 1,857 |
| 第15特定期間 | (2016年 2月10日) | 158,712 | 160,007 | 1,838.4700 | 1,853.4700 | 1,852 |
| 第16特定期間 | (2016年 8月10日) | 198,556 | 199,892 | 1,946.2200 | 1,959.3200 | 1,947 |
| 第17特定期間 | (2017年 2月10日) | 225,246 | 227,175 | 1,915.1400 | 1,931.5400 | 1,914 |
| 第18特定期間 | (2017年 8月10日) | 244,259 | 246,214 | 1,787.2800 | 1,801.5800 | 1,784 |
| 第19特定期間 | (2018年 2月10日) | 283,481 | 286,259 | 1,765.3200 | 1,782.6200 | 1,769 |
| 第20特定期間 | (2018年 8月10日) | 295,388 | 297,886 | 1,856.9000 | 1,872.6000 | 1,861 |
| 第21特定期間 | (2019年 2月10日) | 317,078 | 320,135 | 1,949.9100 | 1,968.7100 | 1,953 |
| 第22特定期間 | (2019年 8月10日) | 338,660 | 341,187 | 2,157.9800 | 2,174.0800 | 2,162 |
| 第23特定期間 | (2020年 2月10日) | 387,444 | 390,604 | 2,354.4700 | 2,373.6700 | 2,358 |
| 第24特定期間 | (2020年 8月10日) | 328,286 | 331,438 | 1,780.8900 | 1,797.9900 | 1,790 |
| 第25特定期間 | (2021年 2月10日) | 392,421 | 395,637 | 2,025.7700 | 2,042.3700 | 2,028 |
| 第26特定期間 | (2021年 8月10日) | 428,554 | 431,578 | 2,281.5500 | 2,297.6500 | 2,284 |
| 第27特定期間 | (2022年 2月10日) | 436,797 | 440,239 | 2,068.6300 | 2,084.9300 | 2,054 |
| 第28特定期間 | (2022年 8月10日) | 475,520 | 479,322 | 2,151.0900 | 2,168.2900 | 2,158 |
| 第29特定期間 | (2023年 2月10日) | 446,224 | 450,318 | 1,951.2600 | 1,969.1600 | 1,950 |
| | 2022年 2月末日 | 429,198 | | 2,019.2200 | | 2,017.5 |
| | 3月末日 | 457,542 | | 2,158.1200 | | 2,158.5 |
| | 4月末日 | 452,301 | | 2,132.3000 | | 2,141 |
| | 5月末日 | 462,160 | | 2,150.0300 | | 2,146 |
| | 6月末日 | 467,483 | | 2,113.9300 | | 2,113.5 |
| | 7月末日 | 478,501 | | 2,180.1700 | | 2,177 |
| | 8月末日 | 477,739 | | 2,188.1000 | | 2,188.5 |
| | 9月末日 | 453,469 | | 2,096.7700 | | 2,096.5 |
| | 10月末日 | 483,848 | | 2,131.8400 | | 2,127 |
| | 11月末日 | 469,759 | | 2,112.7400 | | 2,108.5 |
| | 12月末日 | 448,712 | | 2,037.6300 | | 2,035.5 |
| | 2023年 1月末日 | 449,895 | | 1,972.5100 | | 1,972 |
| | 2月末日 | 454,778 | | 1,985.3500 | | 1,985.5 |

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

分配の推移

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第10特定期間 | 2013年 2月11日～2013年 8月10日 | 29.9000円 |
| 第11特定期間 | 2013年 8月11日～2014年 2月10日 | 23.6000円 |

| | | |
|---------|-------------------------|----------|
| 第12特定期間 | 2014年 2月11日～2014年 8月10日 | 25.0000円 |
| 第13特定期間 | 2014年 8月11日～2015年 2月10日 | 25.2000円 |
| 第14特定期間 | 2015年 2月11日～2015年 8月10日 | 25.8000円 |
| 第15特定期間 | 2015年 8月11日～2016年 2月10日 | 27.8000円 |
| 第16特定期間 | 2016年 2月11日～2016年 8月10日 | 26.6000円 |
| 第17特定期間 | 2016年 8月11日～2017年 2月10日 | 29.4000円 |
| 第18特定期間 | 2017年 2月11日～2017年 8月10日 | 29.3000円 |
| 第19特定期間 | 2017年 8月11日～2018年 2月10日 | 33.1000円 |
| 第20特定期間 | 2018年 2月11日～2018年 8月10日 | 31.6000円 |
| 第21特定期間 | 2018年 8月11日～2019年 2月10日 | 35.2000円 |
| 第22特定期間 | 2019年 2月11日～2019年 8月10日 | 33.5000円 |
| 第23特定期間 | 2019年 8月11日～2020年 2月10日 | 35.7000円 |
| 第24特定期間 | 2020年 2月11日～2020年 8月10日 | 35.2000円 |
| 第25特定期間 | 2020年 8月11日～2021年 2月10日 | 35.4000円 |
| 第26特定期間 | 2021年 2月11日～2021年 8月10日 | 35.1000円 |
| 第27特定期間 | 2021年 8月11日～2022年 2月10日 | 35.1000円 |
| 第28特定期間 | 2022年 2月11日～2022年 8月10日 | 36.7000円 |
| 第29特定期間 | 2022年 8月11日～2023年 2月10日 | 36.7000円 |

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

収益率の推移

| | 計算期間 | 収益率 |
|---------|-------------------------|-------|
| 第10特定期間 | 2013年 2月11日～2013年 8月10日 | 10.4% |
| 第11特定期間 | 2013年 8月11日～2014年 2月10日 | 10.7% |
| 第12特定期間 | 2014年 2月11日～2014年 8月10日 | 10.5% |
| 第13特定期間 | 2014年 8月11日～2015年 2月10日 | 15.3% |
| 第14特定期間 | 2015年 2月11日～2015年 8月10日 | 1.4% |
| 第15特定期間 | 2015年 8月11日～2016年 2月10日 | 0.3% |
| 第16特定期間 | 2016年 2月11日～2016年 8月10日 | 7.3% |
| 第17特定期間 | 2016年 8月11日～2017年 2月10日 | 0.1% |
| 第18特定期間 | 2017年 2月11日～2017年 8月10日 | 5.1% |
| 第19特定期間 | 2017年 8月11日～2018年 2月10日 | 0.6% |
| 第20特定期間 | 2018年 2月11日～2018年 8月10日 | 7.0% |
| 第21特定期間 | 2018年 8月11日～2019年 2月10日 | 6.9% |
| 第22特定期間 | 2019年 2月11日～2019年 8月10日 | 12.4% |
| 第23特定期間 | 2019年 8月11日～2020年 2月10日 | 10.8% |
| 第24特定期間 | 2020年 2月11日～2020年 8月10日 | 22.9% |
| 第25特定期間 | 2020年 8月11日～2021年 2月10日 | 15.7% |
| 第26特定期間 | 2021年 2月11日～2021年 8月10日 | 14.4% |
| 第27特定期間 | 2021年 8月11日～2022年 2月10日 | 7.8% |

| | | |
|---------|-------------------------|------|
| 第28特定期間 | 2022年 2月11日～2022年 8月10日 | 5.8% |
| 第29特定期間 | 2022年 8月11日～2023年 2月10日 | 7.6% |

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---------|-------------------------|------------|------------|-------------|
| 第10特定期間 | 2013年 2月11日～2013年 8月10日 | 16,965,900 | 1,568,637 | 32,535,443 |
| 第11特定期間 | 2013年 8月11日～2014年 2月10日 | 19,568,700 | 787,262 | 51,316,881 |
| 第12特定期間 | 2014年 2月11日～2014年 8月10日 | 20,579,100 | 19,013,893 | 52,882,088 |
| 第13特定期間 | 2014年 8月11日～2015年 2月10日 | 14,782,300 | 6,105,989 | 61,558,399 |
| 第14特定期間 | 2015年 2月11日～2015年 8月10日 | 21,574,900 | 11,022,509 | 72,110,790 |
| 第15特定期間 | 2015年 8月11日～2016年 2月10日 | 16,978,000 | 2,760,304 | 86,328,486 |
| 第16特定期間 | 2016年 2月11日～2016年 8月10日 | 21,573,800 | 5,880,718 | 102,021,568 |
| 第17特定期間 | 2016年 8月11日～2017年 2月10日 | 22,585,200 | 6,993,260 | 117,613,508 |
| 第18特定期間 | 2017年 2月11日～2017年 8月10日 | 21,585,300 | 2,533,065 | 136,665,743 |
| 第19特定期間 | 2017年 8月11日～2018年 2月10日 | 29,367,300 | 5,449,650 | 160,583,393 |
| 第20特定期間 | 2018年 2月11日～2018年 8月10日 | 10,591,400 | 12,098,880 | 159,075,913 |
| 第21特定期間 | 2018年 8月11日～2019年 2月10日 | 18,378,200 | 14,842,535 | 162,611,578 |
| 第22特定期間 | 2019年 2月11日～2019年 8月10日 | 21,183,400 | 26,860,959 | 156,934,019 |
| 第23特定期間 | 2019年 8月11日～2020年 2月10日 | 28,570,200 | 20,946,909 | 164,557,310 |
| 第24特定期間 | 2020年 2月11日～2020年 8月10日 | 42,534,600 | 22,753,565 | 184,338,345 |
| 第25特定期間 | 2020年 8月11日～2021年 2月10日 | 30,560,800 | 21,183,777 | 193,715,368 |
| 第26特定期間 | 2021年 2月11日～2021年 8月10日 | 25,377,500 | 31,258,193 | 187,834,675 |
| 第27特定期間 | 2021年 8月11日～2022年 2月10日 | 40,551,600 | 17,232,893 | 211,153,382 |
| 第28特定期間 | 2022年 2月11日～2022年 8月10日 | 29,703,100 | 19,796,432 | 221,060,050 |
| 第29特定期間 | 2022年 8月11日～2023年 2月10日 | 25,256,100 | 17,630,913 | 228,685,237 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

解約口数は交換口数を表示しております。

参考情報

< 更新後 >



運用実績 (2023年2月28日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(100口あたり、課税前)

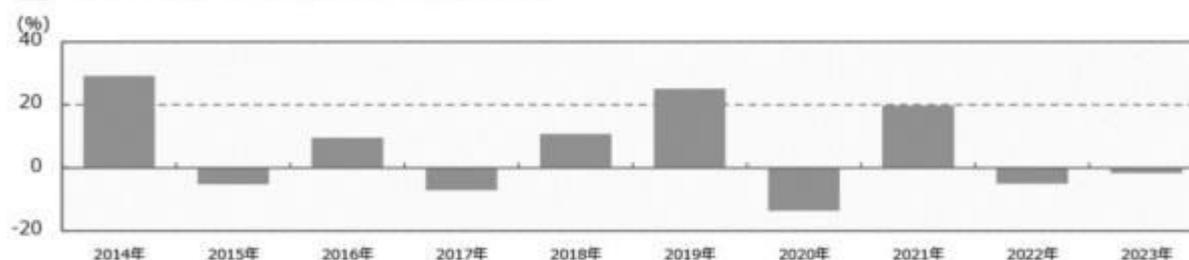
| | |
|----------|----------|
| 2023年2月 | 1,790 円 |
| 2022年11月 | 1,880 円 |
| 2022年8月 | 1,720 円 |
| 2022年5月 | 1,950 円 |
| 2022年2月 | 1,630 円 |
| 設定来累計 | 81,660 円 |

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄 | 投資比率 (%) |
|----|------------------------|----------|
| 1 | 日本ビルファンド投資法人 投資証券 | 6.4 |
| 2 | ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券 | 5.4 |
| 3 | 日本都市ファンド投資法人 投資証券 | 4.9 |
| 4 | 日本プロロジスリート投資法人 投資証券 | 4.7 |
| 5 | 野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券 | 4.6 |
| 6 | G L P 投資法人 投資証券 | 4.4 |
| 7 | 大和ハウスリート投資法人 投資証券 | 4.0 |
| 8 | オリックス不動産投資法人 投資証券 | 3.5 |
| 9 | ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券 | 3.2 |
| 10 | アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券 | 3.2 |

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1 申込 (販売) 手続等

< 訂正前 >

__ 申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

__ 取得申込みの受付については、取得申込受付日の午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

__ 上記にかかわらず、委託者は、次の期日および期間(以下「申込不可日」という場合があります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日(下記5. に掲げるものを除く。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行なうことができます。

1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内
3. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
4. 対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託者が、運用の基本方針に沿った運用を行なうために必要と判断する期間
5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

__ ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104_(フリーダイヤル)

__ < 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

__ 販売の単位は、1ユニット以上1ユニット単位とします。なお、「ユニット」とは、対象指数に連動すると委託者が想定する1単位の不動産投資信託証券のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

__ 1ユニットの受益権の口数は、10口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

__ 委託者は、取得申込受付日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(以下「指定有価証券ポートフォリオ」といいます。)を販売会社に提示します。

__ 取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定有価証券ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします。

__ なお、指定有価証券ポートフォリオの時価評価額が申込ユニットの評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

__ 販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

__ 受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

__ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

__ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する指定有価証券ポートフォリオ等の受渡し

または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また金融商品取引清算機関^{*}の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる指定有価証券ポートフォリオの委託者への受渡し等の債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

* 金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

受託者は、追加信託にかかる指定有価証券ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該指定有価証券ポートフォリオ等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該指定有価証券ポートフォリオ等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

<訂正後>

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

取得申込受付日の午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

(3) 申込不可日(信託約款)

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内
3. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
4. 対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託者が、第23条第1号に定める運用の基本

方針に沿った運用を行なうために必要と判断する期間

5. 前各号のほか、委託者が、第23条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

―
申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

―
(4)販売単位

1ユニット以上1ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、対象指数に連動すると委託者が想定する1単位の不動産投資信託証券のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数は、10口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

―
(5)販売価額

取得申込受付日の基準価額とします。

―
(6)申込方法

・委託者は、取得申込受付日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(以下「指定有価証券ポートフォリオ」といいます。)を販売会社に提示します。

・取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定有価証券ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします。

・指定有価証券ポートフォリオの時価評価額が申込ユニットの評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

―
販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

―
(7)申込受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

―
(8)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る指定有価証券ポートフォリオ等の委託者への受渡し等の債務の負担を、金融商品取引清算機関^{*}（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算関が負担する場合には、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

* 金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

―
(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

2 換金（解約）手続等

< 訂正前 >

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

__受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中において一部解約の実行を請求することができません。

(b) 受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

(交換請求)

__受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換請求受付日の午後3時までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

__委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(下記5.に掲げるものを除く。)における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行なうことができます。

1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々3営業日前から起算して3営業日以内
3. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
4. 対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託者が、運用の基本方針に沿った運用を行なうために必要と判断する期間
5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

__なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとします。

__交換の単位は、信託財産に属する銘柄の不動産投資信託証券の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象指数に連動すると想定する、1単位の現物不動産投資信託証券のポートフォリオを構成する銘柄の不動産投資信託証券につき取引所売買単位の整数倍の不動産投資信託証券と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とし、25,000口以上25,000口単位とします。なお、将来において対象指数の変動(値上がり)などにより、基準とする口数は変更されることがあります。

__受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

__販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行なうものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務

の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび交換不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれま

す。

交換の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換の請求の受け付けを停止すること、およびすでに受け付けた交換請求の受け付けを取り消す場合があります。また、交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとして

ます。

(交換で交付する銘柄・口数の計算)

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位(以下「単位口数」といいます。)の整数倍とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

交換請求受付日における、信託財産中の不動産投資信託証券の時価総額のうち、交換口数分の概算不動産投資信託証券の時価総額を計算します。

上記で求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の口数を計算します。

上記で求めた各銘柄の口数を、単位口数の整数倍に、単位口数未満を四捨五入することにより調整します。(これを「仮交換ポートフォリオ」とします。)

上記で求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。

上記で求めた仮交換ポートの時価総額が上記で求めた交換口数分の概算不動産投資信託証券の時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行ないます。

()上記における四捨五入の結果、繰り上げた金額(「繰り上げた口数×当該銘柄の価格」をいい、以下「繰上金額」といいます。)が一番大きい銘柄を1単位口数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

()新たな仮交換ポートフォリオの時価総額が上記で求めた交換口数分の概算不動産投資信託証券の時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、()における繰上金額が次に大きい銘柄を1単位口数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

()上記()を繰り返します。

原則として、上記で求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・口数が交換で交付する銘柄・口数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換口数の合計がファンドで保有する口数を超えてしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポート

フォリオから当該銘柄を1単位口数分減じる等の調整を行なう場合があります。

交換により交付する銘柄は、必ずしも対象指数を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(交換する受益権口数の確定)

__委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の不動産投資信託証券の口数を計算し、交換に要する受益権の口数(1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。)を確定します。

__委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券のうち取引所売買単位の整数倍となる不動産投資信託証券を交換するよう指図します。

__委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、交換の請求の受け付けを停止することおよびすでに受付けた交換の請求の受け付けを取り消すことができます。

なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして扱います。

(注)販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび交換不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換不動産投資信託証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したのものとして取り扱います。

(交換による不動産投資信託証券の交付等)

__受託者は、販売会社による振替受益権の抹消に係る手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、振替受益権の抹消に係る手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。

受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

__販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

__受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104_(フリーダイヤル)

　　<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

—
—

<訂正後>

(1) 解約の請求

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中において一部解約の実行を請求することができません。

—

(2) 受益権の交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券との交換(「交換」といいます。)を請求することができます。

—

(3) 交換締切時間

交換請求受付日の午後3時までに、申込みが行なわれたものを当日の受付分とします。

(4) 申込不可日(信託約款)

委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除く。)における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行なうことができます。

1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々3営業日前から起算して3営業日以内
3. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4

営業日以内)

4. 対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等の際し、委託者が、運用の基本方針に沿った運用を行なうために必要と判断する期間
5. 前各号のほか、委託者が、第23条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

―
申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

―
(5)交換単位

25,000口以上25,000口単位とします。(対象指数の値上がりなどにより変更されることがあります。)

信託財産に属する銘柄の不動産投資信託証券の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象指数に連動すると想定する、1単位の現物不動産投資信託証券のポートフォリオを構成する銘柄の不動産投資信託証券につき取引所売買単位の整数倍の不動産投資信託証券と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

―
(6)交換価額

交換請求受付日の基準価額とします。

―
(7)交換方法

- ・受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

―
(8)交換で交付する銘柄・口数の計算

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位(以下「単位口数」といいます。)の整数倍とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

① 交換請求受付日における、信託財産中の不動産投資信託証券の時価総額のうち、交換口数分の概算不動産投資信託証券の時価総額を計算します。

② 上記 ① で求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の口数を計算します。

③ 上記 ② で求めた各銘柄の口数を、単位口数の整数倍に、単位口数未満を四捨五入することにより調整します。(これを「仮交換ポートフォリオ」とします。)

④ 上記 ③ で求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。

⑤ 上記 ④ で求めた仮交換ポートの時価総額が上記 ② で求めた交換口数分の概算不動産投資信託証券の時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行いません。

- () 上記 ③ における四捨五入の結果、繰り上げた金額(「繰り上げた口数×当該銘柄の価格」をいい、以下「繰上金額」といいます。)が一番大きい銘柄を1単位口数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

() 新たな仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 で求めた交換口数分の概算不動産投資信託証券の時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、上記 における繰上金額が次に大きい銘柄を1単位口数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

() 上記()を繰り返します。

原則として、上記 で求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・口数が交換で交付する銘柄・口数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換口数の合計がファンドで保有する口数を超えてしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を1単位口数分減じる等の調整を行なう場合があります。

交換により交付する銘柄は、必ずしも対象指数を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(9) 交換する受益権口数の確定

・委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の不動産投資信託証券の口数を計算し、交換に要する受益権の口数(1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。)を確定します。

・委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券のうち取引所売買単位の整数倍となる不動産投資信託証券を交換するよう指図します。

・委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、交換の請求の受付けを停止することおよびすでに受付けた交換の請求の受付けを取り消すことができます。

なお、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとします。

(注)販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび交換不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換不動産投資信託証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したのものとして取り扱います。

(10) 交換による不動産投資信託証券の交付等

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

(11)交換請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換の請求の受け付けを停止すること、およびすでに受け付けた交換請求の受け付けを取り消す場合があります。また、交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとして扱われます。

(12)交換に関する清算制度について

交換に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は、交換に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

(13)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

(14)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

4 受益者の権利等

<訂正前>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a)収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録され

ている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- ()受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- ()会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出した内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- ()会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

- (b)受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、25,000口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する個別銘柄の口数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。なお、銘柄毎の交換口数の計算方法は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (b)受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換」に

記載されている交換で交付する個別銘柄の口数の計算に準じて行ないます。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権(信託財産が買取った受益権を含みます。)を失効したものととして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取ることを原則とします。

1. 受益者の有する口数から不動産投資信託証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
2. 25,000口に満たない振替受益権(取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。)

販売会社は、受益者に買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

不動産投資信託証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、前述の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

受益者が、不動産投資信託証券の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

< 訂正後 >

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限り、以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

() 受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

() 会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出するものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

()会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b)受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、25,000口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する個別銘柄の口数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権(信託財産が買取った受益権を含みます。)を失効したものととして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則とします。

1. 受益者の有する口数から不動産投資信託証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

2. 25,000口に満たない振替受益権(取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。)

販売会社は、受益者に買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

不動産投資信託証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、前述の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の

交付を行いません。

受益者が、不動産投資信託証券の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2022年8月11日から2023年2月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| | 前期 (2022年 8月10日現在) | 当期 (2023年 2月10日現在) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 13,826,794,464 | 13,404,800,254 |
| 投資証券 | 466,870,607,650 | 438,388,890,200 |
| 派生商品評価勘定 | 56,558,720 | - |
| 未収入金 | 3,841,066,656 | 4,089,542,347 |
| 未収配当金 | 4,015,243,267 | 4,269,658,762 |
| 未収利息 | 254,421 | 171,006 |
| その他未収収益 | 11,838,965 | 43,103,764 |
| 差入委託証拠金 | 431,801,600 | 884,614,400 |
| 流動資産合計 | 489,054,165,743 | 461,080,780,733 |
| 資産合計 | | |
| | 489,054,165,743 | 461,080,780,733 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 432,702,080 |
| 未払収益分配金 | 3,802,232,860 | 4,093,465,742 |
| 未払受託者報酬 | 39,320,195 | 39,078,408 |
| 未払委託者報酬 | 163,675,361 | 162,633,409 |
| 未払利息 | 3,261 | 12,358 |
| 有価証券貸借取引受入金 | 9,417,449,790 | 10,061,925,720 |
| その他未払費用 | 111,454,587 | 66,116,340 |
| 流動負債合計 | 13,534,136,054 | 14,855,934,057 |
| 負債合計 | | |
| | 13,534,136,054 | 14,855,934,057 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 260,408,738,900 | 269,391,209,186 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 215,111,290,789 | 176,833,637,490 |
| (分配準備積立金) | 14,373,883 | 13,360,523 |
| 元本等合計 | 475,520,029,689 | 446,224,846,676 |
| 純資産合計 | 475,520,029,689 | 446,224,846,676 |
| 負債純資産合計 | 489,054,165,743 | 461,080,780,733 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| | 前期 | 当期 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 2022年 2月11日 至 2022年 8月10日 | 自 2022年 8月11日 至 2023年 2月10日 |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 8,308,721,282 | 8,736,224,722 |
| 有価証券売買等損益 | 17,614,949,794 | 42,913,508,915 |
| 派生商品取引等損益 | 479,655,680 | 647,659,520 |
| その他収益 | 124,912,827 | 86,623,971 |
| 営業収益合計 | 26,528,239,583 | 34,738,319,742 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 3,794,676 | 58,913 |
| 受託者報酬 | 76,050,856 | 79,235,133 |
| 委託者報酬 | 316,542,296 | 329,753,053 |
| その他費用 | 78,072,072 | 74,764,943 |
| 営業費用合計 | 466,870,548 | 483,812,042 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 26,061,369,035 | 35,222,131,784 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 26,061,369,035 | 35,222,131,784 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 26,061,369,035 | 35,222,131,784 |
| 一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | - | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 188,059,157,500 | 215,111,290,789 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 27,558,826,334 | 21,611,857,782 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 27,558,826,334 | 21,611,857,782 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 18,611,508,504 | 16,327,329,286 |
| 当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 18,611,508,504 | 16,327,329,286 |
| 分配金 | 7,956,553,576 | 8,340,050,011 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 215,111,290,789 | 176,833,637,490 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p> |
| 2. 費用・収益の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p> |

| | |
|-------|--|
| 4.その他 | 当該財務諸表の特定期間は、2022年 8月11日から2023年 2月10日までとなっております。 |
|-------|--|

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 前期 2022年 8月10日現在 | 当期 2023年 2月10日現在 |
|---|---|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 221,060,050口 | 1. 特定期間の末日における受益権の総数 228,685,237口 |
| 2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,151.09円 (100口当たり純資産額) (215,109円) | 2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,951.26円 (100口当たり純資産額) (195,126円) |
| 3. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 8,933,312,900円 | 3. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 9,507,055,900円 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 前期 自 2022年 2月11日 至 2022年 8月10日 | 当期 自 2022年 8月11日 至 2023年 2月10日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|--|----------|---|----------------|---------|---|------------|----------|-------|----------------|----|---|--------------|---------|-------|----------------|-------|---|----------------|----------------|-------|-------------|----|---|--------------|------------|-----------|--------|--|----|--|--|----------|---|----------------|---------|---|-------------|----------|-------|----------------|----|---|--------------|---------|-------|----------------|-------|---|----------------|----------------|-------|-------------|----|---|--------------|------------|-----------|--------|
| 1. 分配金の計算過程 2022年 2月11日から2022年 5月10日まで | 1. 分配金の計算過程 2022年 8月11日から2022年11月10日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,389,443,331円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>B</td> <td>4,163,898円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>4,393,607,229円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>230,367,022円</td> </tr> <tr> <td>収益分配可能額</td> <td>E=C-D</td> <td>4,163,240,207円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>F</td> <td>4,154,320,716円</td> </tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td> <td>G=E-F</td> <td>8,919,491円</td> </tr> <tr> <td>口数</td> <td>H</td> <td>213,042,088口</td> </tr> <tr> <td>100口当たり分配金</td> <td>I=F/H×100</td> <td>1,950円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 当期配当等収益額 | A | 4,389,443,331円 | 分配準備積立金 | B | 4,163,898円 | 配当等収益合計額 | C=A+B | 4,393,607,229円 | 経費 | D | 230,367,022円 | 収益分配可能額 | E=C-D | 4,163,240,207円 | 収益分配金 | F | 4,154,320,716円 | 次期繰越金(分配準備積立金) | G=E-F | 8,919,491円 | 口数 | H | 213,042,088口 | 100口当たり分配金 | I=F/H×100 | 1,950円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,486,080,446円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>B</td> <td>14,373,883円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>4,500,454,329円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>245,134,915円</td> </tr> <tr> <td>収益分配可能額</td> <td>E=C-D</td> <td>4,255,319,414円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>F</td> <td>4,246,584,269円</td> </tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td> <td>G=E-F</td> <td>8,735,145円</td> </tr> <tr> <td>口数</td> <td>H</td> <td>225,882,142口</td> </tr> <tr> <td>100口当たり分配金</td> <td>I=F/H×100</td> <td>1,880円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 当期配当等収益額 | A | 4,486,080,446円 | 分配準備積立金 | B | 14,373,883円 | 配当等収益合計額 | C=A+B | 4,500,454,329円 | 経費 | D | 245,134,915円 | 収益分配可能額 | E=C-D | 4,255,319,414円 | 収益分配金 | F | 4,246,584,269円 | 次期繰越金(分配準備積立金) | G=E-F | 8,735,145円 | 口数 | H | 225,882,142口 | 100口当たり分配金 | I=F/H×100 | 1,880円 |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期配当等収益額 | A | 4,389,443,331円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | B | 4,163,898円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益合計額 | C=A+B | 4,393,607,229円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費 | D | 230,367,022円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配可能額 | E=C-D | 4,163,240,207円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金 | F | 4,154,320,716円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次期繰越金(分配準備積立金) | G=E-F | 8,919,491円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口数 | H | 213,042,088口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100口当たり分配金 | I=F/H×100 | 1,950円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期配当等収益額 | A | 4,486,080,446円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | B | 14,373,883円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益合計額 | C=A+B | 4,500,454,329円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費 | D | 245,134,915円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配可能額 | E=C-D | 4,255,319,414円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金 | F | 4,246,584,269円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次期繰越金(分配準備積立金) | G=E-F | 8,735,145円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口数 | H | 225,882,142口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100口当たり分配金 | I=F/H×100 | 1,880円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2022年 5月11日から2022年 8月10日まで | 2022年11月11日から2023年 2月10日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,047,985,454円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>B</td> <td>8,919,491円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>4,056,904,945円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>240,298,202円</td> </tr> <tr> <td>収益分配可能額</td> <td>E=C-D</td> <td>3,816,606,743円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>F</td> <td>3,802,232,860円</td> </tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td> <td>G=E-F</td> <td>14,373,883円</td> </tr> <tr> <td>口数</td> <td>H</td> <td>221,060,050口</td> </tr> <tr> <td>100口当たり分配金</td> <td>I=F/H×100</td> <td>1,720円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 当期配当等収益額 | A | 4,047,985,454円 | 分配準備積立金 | B | 8,919,491円 | 配当等収益合計額 | C=A+B | 4,056,904,945円 | 経費 | D | 240,298,202円 | 収益分配可能額 | E=C-D | 3,816,606,743円 | 収益分配金 | F | 3,802,232,860円 | 次期繰越金(分配準備積立金) | G=E-F | 14,373,883円 | 口数 | H | 221,060,050口 | 100口当たり分配金 | I=F/H×100 | 1,720円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,336,709,334円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>B</td> <td>8,735,145円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>4,345,444,479円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>238,618,214円</td> </tr> <tr> <td>収益分配可能額</td> <td>E=C-D</td> <td>4,106,826,265円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>F</td> <td>4,093,465,742円</td> </tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td> <td>G=E-F</td> <td>13,360,523円</td> </tr> <tr> <td>口数</td> <td>H</td> <td>228,685,237口</td> </tr> <tr> <td>100口当たり分配金</td> <td>I=F/H×100</td> <td>1,790円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 当期配当等収益額 | A | 4,336,709,334円 | 分配準備積立金 | B | 8,735,145円 | 配当等収益合計額 | C=A+B | 4,345,444,479円 | 経費 | D | 238,618,214円 | 収益分配可能額 | E=C-D | 4,106,826,265円 | 収益分配金 | F | 4,093,465,742円 | 次期繰越金(分配準備積立金) | G=E-F | 13,360,523円 | 口数 | H | 228,685,237口 | 100口当たり分配金 | I=F/H×100 | 1,790円 |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期配当等収益額 | A | 4,047,985,454円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | B | 8,919,491円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益合計額 | C=A+B | 4,056,904,945円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費 | D | 240,298,202円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配可能額 | E=C-D | 3,816,606,743円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金 | F | 3,802,232,860円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次期繰越金(分配準備積立金) | G=E-F | 14,373,883円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口数 | H | 221,060,050口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100口当たり分配金 | I=F/H×100 | 1,720円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期配当等収益額 | A | 4,336,709,334円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | B | 8,735,145円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益合計額 | C=A+B | 4,345,444,479円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費 | D | 238,618,214円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配可能額 | E=C-D | 4,106,826,265円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金 | F | 4,093,465,742円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次期繰越金(分配準備積立金) | G=E-F | 13,360,523円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口数 | H | 228,685,237口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100口当たり分配金 | I=F/H×100 | 1,790円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>2. その他費用</p> <p>その他費用のうち48,661,761円は、対象指数についての商標使用料であります。</p> | <p>2. その他費用</p> <p>その他費用のうち50,451,271円は、対象指数についての商標使用料であります。</p> |
|--|--|

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 前期 自 2022年 2月11日 至 2022年 8月10日 | 当期 自 2022年 8月11日 至 2023年 2月10日 |
|--|---|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、REIT指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とするREIT指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 前期 2022年 8月10日現在 | 当期 2023年 2月10日現在 |
|---------------------|---------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 |

| | |
|--|------------------|
| 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | 2. 時価の算定方法 同左 |
| 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 | |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期 自 2022年 2月11日 至 2022年 8月10日 | 当期 自 2022年 8月11日 至 2023年 2月10日 |
|---|--------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 前期 自 2022年 2月11日 至 2022年 8月10日 | 当期 自 2022年 8月11日 至 2023年 2月10日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首元本額 248,738,683,996円 | 期首元本額 260,408,738,900円 |
| 期中追加設定元本額 34,990,251,800円 | 期中追加設定元本額 29,751,685,800円 |
| 期中一部交換元本額 23,320,196,896円 | 期中一部交換元本額 20,769,215,514円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 自 2022年 2月11日 至 2022年 8月10日 | 当期 自 2022年 8月11日 至 2023年 2月10日 |
|------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 損益に含まれた評価差額（円） | 損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資証券 | 12,077,420,957 | 27,955,186,292 |
| 合計 | 12,077,420,957 | 27,955,186,292 |

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

| 種類 | 前期(2022年 8月10日現在) | | | | 当期(2023年 2月10日現在) | | | |
|------------|-------------------|-----------|---------------|------------|-------------------|-----------|---------------|-------------|
| | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | うち1年 超 | | | | うち1年 超 | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| REIT指数先物取引 | | | | | | | | |
| 買建 | 8,514,681,600 | - | 8,571,712,000 | 56,558,720 | 8,197,798,400 | - | 7,765,568,000 | 432,702,080 |
| 合計 | 8,514,681,600 | - | 8,571,712,000 | 56,558,720 | 8,197,798,400 | - | 7,765,568,000 | 432,702,080 |

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月10日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|-----|-----------------------------|--------|---------------|----------------------|
| 投資証券 | 日本円 | エスコンジャパンリート投資法人 投資証券 | 8,710 | 999,037,000 | 貸付有価証券 247口 |
| | | サンケイリアルエステート投資法人 投資証券 | 13,727 | 1,220,330,300 | 貸付有価証券 950口 |
| | | S O S i L A 物流リート投資法人 投資証券 | 21,314 | 2,749,506,000 | 貸付有価証券 335口 |
| | | 東海道リート投資法人 投資証券 | 7,126 | 823,765,600 | 貸付有価証券 839口(361口) |
| | | 日本アコモデーションファンド 投資法人 投資証券 | 14,796 | 8,833,212,000 | 貸付有価証券 20口 |

| | | | |
|------------------------------|---------|----------------|--------------------------|
| 森ヒルズリート投資法人 投資証券 | 50,388 | 7,432,230,000 | 貸付有価証券 254口 |
| 産業ファンド投資法人 投資証券 | 64,034 | 9,022,390,600 | 貸付有価証券 2,532口 |
| アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券 | 42,844 | 13,967,144,000 | 貸付有価証券 572口 |
| ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券 | 31,424 | 6,181,100,800 | 貸付有価証券 544口（463口） |
| アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券 | 22,622 | 8,607,671,000 | 貸付有価証券 269口 |
| G L P 投資法人 投資証券 | 138,302 | 20,537,847,000 | 貸付有価証券 1,423口 |
| コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券 | 20,490 | 6,126,510,000 | 貸付有価証券 2,809口（2,752口） |
| 日本プロロジスリート投資法人 投資証券 | 72,227 | 21,097,506,700 | 貸付有価証券 2,228口 |
| 星野リゾート・リート投資法人 投資証券 | 7,494 | 5,545,560,000 | 貸付有価証券 857口（117口） |
| One リート投資法人 投資証券 | 7,474 | 1,800,486,600 | 貸付有価証券 291口 |
| イオンリート投資法人 投資証券 | 49,189 | 7,088,134,900 | 貸付有価証券 222口 |
| ヒューリックリート投資法人 投資証券 | 40,090 | 6,141,788,000 | 貸付有価証券 966口（741口） |
| 日本リート投資法人 投資証券 | 13,918 | 4,565,104,000 | 貸付有価証券 799口 |
| 積水ハウス・リート投資法人 投資証券 | 128,760 | 9,077,580,000 | 貸付有価証券 2,532口 |
| トーセイ・リート投資法人 投資証券 | 9,505 | 1,239,452,000 | 貸付有価証券 355口 |
| ケネディクス商業リート投資法人 投資証券 | 18,628 | 4,481,896,800 | 貸付有価証券 25口 |
| ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券 | 10,565 | 1,734,773,000 | 貸付有価証券 114口 |
| サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券 | 11,138 | 1,202,904,000 | 貸付有価証券 15口 |
| 野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券 | 138,567 | 20,909,760,300 | 貸付有価証券 855口 |
| いちごホテルリート投資法人 投資証券 | 7,099 | 799,347,400 | 貸付有価証券 14口 |
| ラサールロジポート投資法人 | 52,456 | 8,240,837,600 | 貸付有価証券 |

| | | | |
|--------------------------------|---------|----------------|-----------------------|
| 投資証券 | | | 71口 |
| スターアジア不動産投資法人 投資証券 | 53,501 | 2,840,903,100 | 貸付有価証券 633口 |
| マリモ地方創生リート投資法 人 投資証券 | 6,545 | 817,470,500 | 貸付有価証券 736口 |
| 三井不動産ロジスティクスパー ク投資法人 投資証券 | 16,927 | 7,557,905,500 | 貸付有価証券 24口 |
| 大江戸温泉リート投資法人 投 資証券 | 6,916 | 438,474,400 | 貸付有価証券 225口 |
| 投資法人みらい 投資証券 | 52,058 | 2,285,346,200 | 貸付有価証券 2,226口（39口） |
| 森トラスト・ホテルリート投資 法人 投資証券 | 10,054 | 1,323,106,400 | 貸付有価証券 72口 |
| 三菱地所物流リート投資法人 投資証券 | 14,721 | 5,910,481,500 | 貸付有価証券 410口 |
| C R E ロジスティクスファンド 投資法人 投資証券 | 16,595 | 2,857,659,000 | 貸付有価証券 35口 |
| ザイマックス・リート投資法 人 投資証券 | 6,950 | 799,250,000 | 貸付有価証券 15口 |
| タカラレーベン不動産投資法 人 投資証券 | 18,767 | 1,816,645,600 | 貸付有価証券 24口 |
| アドバンス・ロジスティクス投 資法人 | 18,678 | 2,583,167,400 | 貸付有価証券 930口（270口） |
| 日本ビルファンド投資法人 投 資証券 | 49,987 | 28,492,590,000 | 貸付有価証券 2,373口 |
| ジャパンリアルエステイト投資 法人 投資証券 | 42,850 | 23,996,000,000 | 貸付有価証券 804口 |
| 日本都市ファンド投資法人 投 資証券 | 216,200 | 22,052,400,000 | 貸付有価証券 299口 |
| オリックス不動産投資法人 投 資証券 | 85,378 | 15,487,569,200 | 貸付有価証券 350口 |
| 日本プライムリアルティ投資法 人 投資証券 | 29,304 | 10,315,008,000 | 貸付有価証券 263口 |
| N T T 都市開発リート投資法人 | 41,190 | 5,383,533,000 | 貸付有価証券 902口 |
| 東急リアル・エステート投資法 人 投資証券 | 28,729 | 5,510,222,200 | 貸付有価証券 206口 |
| グローバル・ワン不動産投資法 人 投資証券 | 31,532 | 3,348,698,400 | 貸付有価証券 300口 |
| ユナイテッド・アーバン投資法 人 投資証券 | 95,852 | 14,176,510,800 | 貸付有価証券 870口 |
| 森トラスト総合リート投資法 | 30,625 | 4,348,750,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | |
|----|------------------------|-----------|-----------------|------------------|
| | 人 投資証券 | | | 2,137口（1,865口） |
| | インヴィンシブル投資法人 投資証券 | 188,600 | 10,014,660,000 | 貸付有価証券 2,807口 |
| | フロンティア不動産投資法人 投資証券 | 15,899 | 7,933,601,000 | 貸付有価証券 1,935口 |
| | 平和不動産リート投資法人 投資証券 | 29,284 | 4,395,528,400 | 貸付有価証券 1,462口 |
| | 日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券 | 28,892 | 8,517,361,600 | 貸付有価証券 151口 |
| | 福岡リート投資法人 投資証券 | 22,161 | 3,636,620,100 | 貸付有価証券 472口 |
| | ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券 | 24,933 | 7,816,495,500 | 貸付有価証券 34口 |
| | いちごオフィスリート投資法人 投資証券 | 35,111 | 2,991,457,200 | 貸付有価証券 635口 |
| | 大和証券オフィス投資法人 投資証券 | 8,877 | 5,450,478,000 | 貸付有価証券 141口 |
| | 阪急阪神リート投資法人 投資証券 | 19,355 | 2,729,055,000 | 貸付有価証券 32口 |
| | スターツプロシード投資法人 投資証券 | 7,427 | 1,711,180,800 | 貸付有価証券 103口 |
| | 大和ハウスリート投資法人 投資証券 | 64,590 | 18,175,626,000 | 貸付有価証券 594口 |
| | ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券 | 138,182 | 10,944,014,400 | 貸付有価証券 570口 |
| | 大和証券リビング投資法人 投資証券 | 59,378 | 6,490,015,400 | 貸付有価証券 84口 |
| | ジャパンエクセレント投資法人 投資証券 | 39,308 | 4,815,230,000 | 貸付有価証券 1,485口 |
| 小計 | 銘柄数：61 組入時価比率：98.2% | 2,558,243 | 438,388,890,200 | 100.0% |
| 合計 | | | 438,388,890,200 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注3)備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村証券株式会社に対する貸付で、内書であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

2023年2月28日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 488,998,375,229円 |
| 負債総額 | 34,219,926,904円 |
| 純資産総額（ - ） | 454,778,448,325円 |
| 発行済口数 | 229,067,672口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1,985.35円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

2023年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

< 更新後 >

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

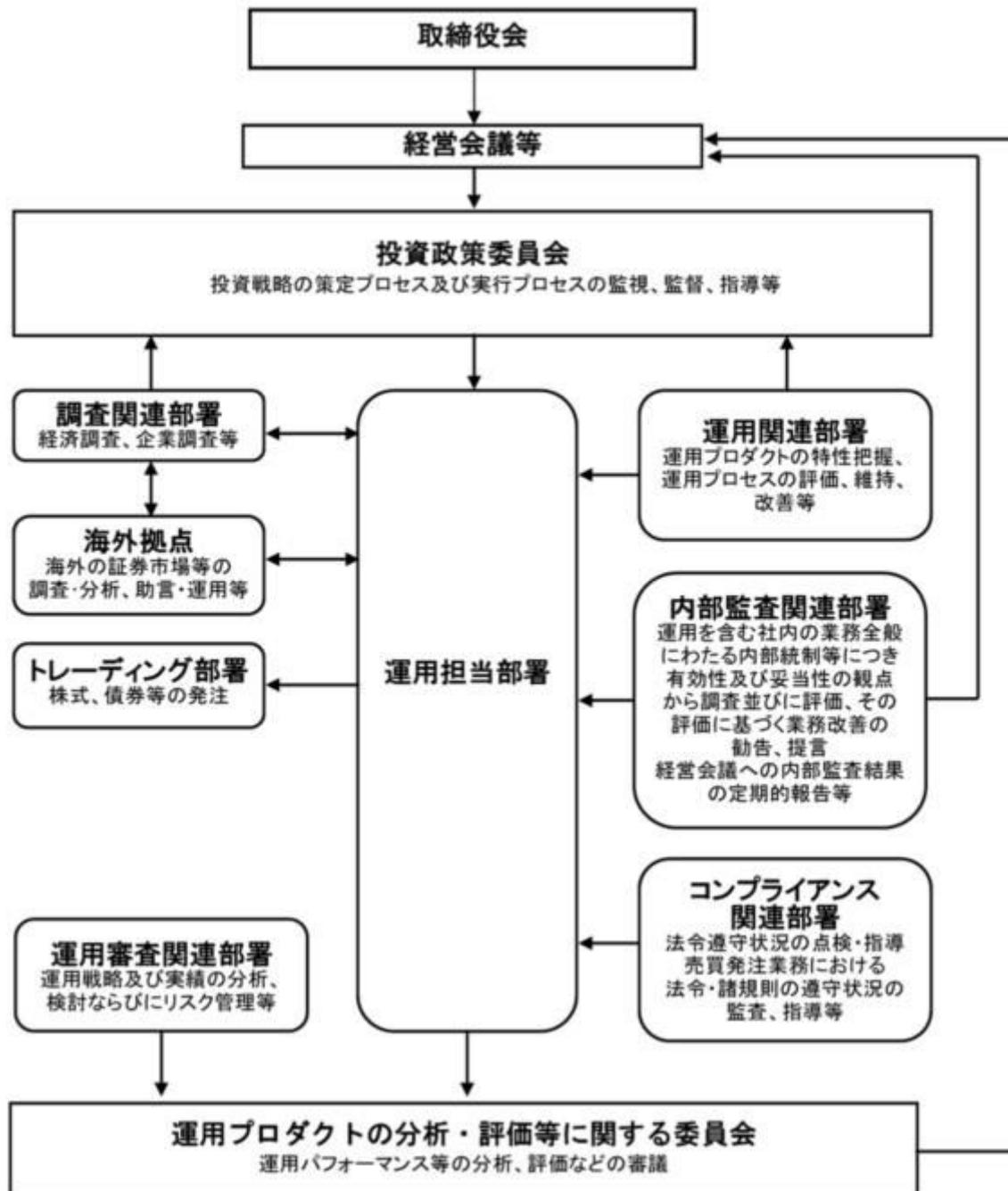
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 1,006 | 39,480,600 |
| 単位型株式投資信託 | 198 | 841,486 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 6,333,980 |
| 単位型公社債投資信託 | 483 | 1,076,248 |
| 合計 | 1,701 | 47,732,314 |

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

| 区分 | 注記番号 | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|----------|------|-----------------------|-----------------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 4,281 | 2,006 |
| 金銭の信託 | | 35,912 | 35,894 |
| 有価証券 | | 30,400 | 29,300 |
| 前払金 | | - | 11 |
| 前払費用 | | 167 | 454 |
| 未収入金 | | 632 | 694 |
| 未収委託者報酬 | | 24,499 | 27,176 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,347 | 4,002 |
| 短期貸付金 | | - | 1,835 |
| その他 | | 268 | 57 |

| | | | | | |
|----------|---|-------|---------|-------|---------|
| 貸倒引当金 | | | 14 | | 15 |
| 流動資産計 | | | 100,496 | | 101,417 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 2,666 | | 1,744 |
| 建物 | 2 | 1,935 | | 1,219 | |
| 器具備品 | 2 | 731 | | 525 | |
| 無形固定資産 | | | 5,429 | | 5,210 |
| ソフトウェア | | 5,428 | | 5,209 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 16,487 | | 16,067 |
| 投資有価証券 | | 1,767 | | 2,201 | |
| 関係会社株式 | | 9,942 | | 9,214 | |
| 長期差入保証金 | | 330 | | 443 | |
| 長期前払費用 | | 15 | | 13 | |
| 前払年金費用 | | 1,301 | | 1,297 | |
| 繰延税金資産 | | 3,008 | | 2,784 | |
| その他 | | 122 | | 112 | |
| 固定資産計 | | | 24,583 | | 23,023 |
| 資産合計 | | | 125,080 | | 124,440 |

| | | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|-----------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | 123 | 120 |
| 未払金 | | 16,948 | 17,615 |
| 未払収益分配金 | | 0 | 0 |
| 未払償還金 | | 8 | 17 |
| 未払手数料 | | 7,256 | 8,357 |
| 関係会社未払金 | | 8,671 | 8,149 |
| その他未払金 | | 1,011 | 1,089 |
| 未払費用 | 1 | 9,171 | 9,512 |
| 未払法人税等 | | 2,113 | 1,319 |
| 前受収益 | | 22 | 22 |
| 賞与引当金 | | 3,795 | 4,416 |
| その他 | | - | 121 |
| 流動負債計 | | 32,175 | 33,127 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | 3,299 | 3,194 |
| 時効後支払損引当金 | | 580 | 588 |
| 資産除去債務 | | 1,371 | 1,123 |
| 固定負債計 | | 5,250 | 4,905 |
| 負債合計 | | 37,425 | 38,033 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | 87,596 | 86,232 |
| 資本金 | | 17,180 | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | 2,000 |

| | | | | |
|--------------|--------|---------|--------|---------|
| 利益剰余金 | | 56,686 | | 55,322 |
| 利益準備金 | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | 56,001 | | 54,637 | |
| 別途積立金 | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | 31,395 | | 30,030 | |
| 評価・換算差額等 | | 57 | | 174 |
| その他有価証券評価差額金 | | 57 | | 174 |
| 純資産合計 | | 87,654 | | 86,407 |
| 負債・純資産合計 | | 125,080 | | 124,440 |

(2) 損益計算書

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----------|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 106,355 | 115,733 |
| 運用受託報酬 | | 16,583 | 17,671 |
| その他営業収益 | | 428 | 530 |
| 営業収益計 | | 123,367 | 133,935 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 34,739 | 39,087 |
| 広告宣伝費 | | 1,005 | 804 |
| 公告費 | | 0 | 0 |
| 調査費 | | 24,506 | 26,650 |
| 調査費 | 5,532 | | 4,867 |
| 委託調査費 | 18,974 | | 21,783 |
| 委託計算費 | | 1,358 | 1,384 |
| 営業雑経費 | | 4,149 | 3,094 |
| 通信費 | 73 | | 72 |
| 印刷費 | 976 | | 918 |
| 協会費 | 88 | | 79 |
| 諸経費 | 3,011 | | 2,023 |
| 営業費用計 | | 65,760 | 71,021 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | 10,985 | 12,033 |
| 役員報酬 | 147 | | 229 |
| 給料・手当 | 7,156 | | 7,375 |
| 賞与 | 3,682 | | 4,427 |
| 交際費 | | 35 | 47 |
| 旅費交通費 | | 64 | 65 |
| 租税公課 | | 1,121 | 1,049 |
| 不動産賃借料 | | 1,147 | 1,432 |
| 退職給付費用 | | 1,267 | 1,212 |
| 固定資産減価償却費 | | 2,700 | 2,525 |
| 諸経費 | | 10,739 | 11,190 |
| 一般管理費計 | | 28,063 | 29,556 |

| | | | | | |
|------|--|--|--------|--|--------|
| 営業利益 | | | 29,542 | | 33,357 |
|------|--|--|--------|--|--------|

| | | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | |
|--------------|----------|--|--------|--|--------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 4,540 | | 3,530 | |
| 受取利息 | | 0 | | 10 | |
| 金銭の信託運用益 | | 1,698 | | - | |
| その他 | | 447 | | 1,268 | |
| 営業外収益計 | | | 6,687 | | 4,809 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 金銭の信託運用損 | | - | | 1,387 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 13 | | 12 | |
| 為替差損 | | 26 | | 23 | |
| その他 | | 32 | | 266 | |
| 営業外費用計 | | | 72 | | 1,689 |
| 經常利益 | | | 36,157 | | 36,477 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 71 | | 26 | |
| 株式報酬受入益 | | 48 | | 53 | |
| 固定資産売却益 | | - | | 9 | |
| 資産除去債務履行差額 | | - | | 141 | |
| 移転補償金 | | 2,077 | | - | |
| 特別利益計 | | | 2,197 | | 230 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券等売却損 | | - | | 0 | |
| 投資有価証券等評価損 | | 36 | | - | |
| 関係会社株式評価損 | | 582 | | 727 | |
| 固定資産除却損 | 2 | 105 | | 374 | |
| 資産除去債務履行差額 | | - | | 0 | |
| 事務所移転費用 | | 406 | | 54 | |
| 特別損失計 | | | 1,129 | | 1,158 |
| 税引前当期純利益 | | | 37,225 | | 35,549 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 11,239 | | 10,474 |
| 法人税等調整額 | | | 290 | | 171 |
| 当期純利益 | | | 26,276 | | 24,904 |

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | |
|--|-------|----------|--|----|
| | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | 株主 |
| | | その他利益剰余金 | | |
| | | | | |

| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 資本合計 |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|--------|---------|---------|--------|
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 23,950 | 23,950 | 23,950 |
| 当期純利益 | | | | | | | 26,276 | 26,276 | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 2,326 | 2,326 | 2,326 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 10 | 10 | 85,281 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 23,950 |
| 当期純利益 | | | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 46 | 46 | 46 |
| 当期変動額合計 | 46 | 46 | 2,372 |
| 当期末残高 | 57 | 57 | 87,654 |

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|--------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 26,268 | 26,268 | 26,268 |
| 当期純利益 | | | | | | | 24,904 | 24,904 | 24,904 |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 1,364 | 1,364 | 1,364 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,030 | 55,322 | 86,232 |

(単位:百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 57 | 57 | 87,654 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 26,268 |
| 当期純利益 | | | 24,904 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 116 | 116 | 116 |
| 当期変動額合計 | 116 | 116 | 1,247 |
| 当期末残高 | 174 | 174 | 86,407 |

[重要な会計方針]

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年 |

6．引当金の計上基準

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7．収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

8．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

| | |
|--------------|--|
| 9. 連結納税制度の適用 | <p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p> |
|--------------|--|

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (2021年3月31日) | 当事業年度末 (2022年3月31日) |
|--|--|
| 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 | 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 |
| 未払費用 1,256百万円 | 未払費用 1,223百万円 |
| 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 | 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 |
| 建物 346百万円 | 建物 589百万円 |
| 器具備品 643 | 器具備品 618 |
| 合計 990 | 合計 1,207 |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|---|---|
| 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円 | 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円 |
| 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 2 ソフトウェア 102 合計 105 | 2. 固定資産除却損 建物 346百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374 |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 24,877百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,830円 |
| 基準日 | 2022年3月31日 |
| 効力発生日 | 2022年6月30日 |

金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん

どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金 | 4,281 | 4,281 | - |
| (2)金銭の信託 | 35,912 | 35,912 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 24,499 | 24,499 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,347 | 4,347 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| その他有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| 資産計 | 99,441 | 99,441 | - |
| (6)未払金 | 16,948 | 16,948 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 8 | 8 | - |
| 未払手数料 | 7,256 | 7,256 | - |
| 関係会社未払金 | 8,671 | 8,671 | - |
| その他未払金 | 1,011 | 1,011 | - |
| (7)未払費用 | 9,171 | 9,171 | - |
| (8)未払法人税等 | 2,113 | 2,113 | - |
| 負債計 | 28,233 | 28,233 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引

先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 4,281 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,912 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 24,499 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,347 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 30,400 | - | - | - |
| 合計 | 99,441 | - | - | - |

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的と

して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|--------------|--------|----|
| (1) 金銭の信託 | 35,894 | 35,894 | - |
| 資産計 | 35,894 | 35,894 | - |
| (2) その他（デリバティブ取引） | 121 | 121 | - |
| 負債計 | 121 | 121 | - |

(注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 当事業年度（百万円） |
|------------------|------------|
| 市場価格のない株式等（ ）1.2 | 9,529 |
| 組合出資金等 | 1,886 |
| 合計 | 11,415 |

（ ）1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

（注）3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 2,006 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,894 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 27,176 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,002 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 29,300 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 1,835 | | | |
| 合計 | 100,215 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分 | 貸借対照表計上額（単位：百万円） | | | |
|--------------------|------------------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他）（ ） | - | 1,736 | - | 1,736 |
| 資産計 | - | 1,736 | - | 1,736 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | - | 121 | - | 121 |
| 負債計 | - | 121 | - | 121 |

（ ）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

| 区分 | 前事業年度 (百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式 | 9,835 |
| 関連会社株式 | 106 |

4．その他有価証券(2021年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金 | 30,400 | 30,400 | - |
| 小計 | 30,400 | 30,400 | - |
| 合計 | 30,400 | 30,400 | - |

非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度 (百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式 | 9,107 |
| 関連会社株式 | 106 |

4．その他有価証券(2022年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金 | 29,300 | 29,300 | - |
| 小計 | 29,300 | 29,300 | - |
| 合計 | 29,300 | 29,300 | - |

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載してありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち一年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 1,714 | - | 121 | 121 |

退職給付関係

| 前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | |
|---|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 | |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 | |
| 2. 確定給付制度 | |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 退職給付債務の期首残高 | 23,761 百万円 |
| 勤務費用 | 1,016 |
| 利息費用 | 139 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 893 |
| 退職給付の支払額 | 781 |
| その他 | 28 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,270 |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 年金資産の期首残高 | 17,413 百万円 |
| 期待運用収益 | 409 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,328 |
| 事業主からの拠出額 | 824 |
| 退職給付の支払額 | 626 |
| 年金資産の期末残高 | 19,349 |
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 | |
| 積立型制度の退職給付債務 | 19,959 百万円 |
| 年金資産 | 19,349 |
| | 610 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,311 |
| 未積立退職給付債務 | 3,921 |
| 未認識数理計算上の差異 | 2,074 |
| 未認識過去勤務費用 | 151 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |
| 退職給付引当金 | 3,299 |
| 前払年金費用 | 1,301 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 | |
| 勤務費用 | 1,016 百万円 |
| 利息費用 | 139 |
| 期待運用収益 | 409 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 469 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 34 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,182 |
| (5) 年金資産に関する事項 | |
| 年金資産の主な内容 | |
| 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 | |
| 債券 | 52% |
| 株式 | 30% |
| 生保一般勘定 | 11% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------------|------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.8% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,270 百万円 |
| 勤務費用 | 961 |
| 利息費用 | 176 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,521 |
| 退職給付の支払額 | 904 |
| その他 | 14 |
| 退職給付債務の期末残高 | 21,967 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高 | 19,349 百万円 |
| 期待運用収益 | 454 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 258 |
| 事業主からの拠出額 | 814 |
| 退職給付の支払額 | 672 |
| 年金資産の期末残高 | 19,687 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 18,807 百万円 |
| 年金資産 | 19,687 |
| | 879 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,159 |
| 未積立退職給付債務 | 2,279 |
| 未認識数理計算上の差異 | 489 |
| 未認識過去勤務費用 | 106 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,896 |
| 退職給付引当金 | 3,194 |
| 前払年金費用 | 1,297 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,896 |

| | |
|--|---------|
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 | |
| 勤務費用 | 961 百万円 |
| 利息費用 | 176 |
| 期待運用収益 | 454 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 322 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 45 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 959 |
| (5) 年金資産に関する事項 | |
| 年金資産の主な内容 | |
| 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 | |
| 債券 | 51% |
| 株式 | 32% |
| 生保一般勘定 | 10% |
| 生保特別勘定 | 6% |
| その他 | 1% |
| 合計 | 100% |
| 長期期待運用収益率の設定方法 | |
| 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。 | |
| (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項 | |
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 | |
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.9% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.6% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

| 前事業年度末 (2021年3月31日) | 当事業年度末 (2022年3月31日) |
|------------------------|------------------------|
|------------------------|------------------------|

| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
|--|-------|--|-------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| 繰延税金資産 | | 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 1,176 | 賞与引当金 | 1,381 |
| 退職給付引当金 | 1,022 | 退職給付引当金 | 990 |
| 関係会社株式評価減 | 784 | 関係会社株式評価減 | 1,010 |
| 未払事業税 | 430 | 未払事業税 | 285 |
| 投資有価証券評価減 | 428 | 投資有価証券評価減 | 110 |
| 減価償却超過額 | 223 | 減価償却超過額 | 272 |
| 時効後支払損引当金 | 179 | 時効後支払損引当金 | 182 |
| 関係会社株式売却損 | 148 | 関係会社株式売却損 | 505 |
| ゴルフ会員権評価減 | 135 | ゴルフ会員権評価減 | 92 |
| 資産除去債務 | 425 | 資産除去債務 | 348 |
| 未払社会保険料 | 95 | 未払社会保険料 | 114 |
| その他 | 358 | その他 | 84 |
| 繰延税金資産小計 | 5,410 | 繰延税金資産小計 | 5,376 |
| 評価性引当額 | 1,530 | 評価性引当額 | 1,795 |
| 繰延税金資産合計 | 3,879 | 繰延税金資産合計 | 3,581 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 361 | 資産除去債務に対応する除去費用 | 233 |
| 関係会社株式評価益 | 80 | 関係会社株式評価益 | 81 |
| その他有価証券評価差額金 | 25 | その他有価証券評価差額金 | 78 |
| 前払年金費用 | 403 | 前払年金費用 | 402 |
| 繰延税金負債合計 | 871 | 繰延税金負債合計 | 796 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,008 | 繰延税金資産の純額 | 2,784 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 | 31.0% | 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | | (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 3.5% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 2.9% |
| タックスヘイブン税制 | 1.9% | タックスヘイブン税制 | 1.8% |
| 外国税額控除 | 0.5% | 外国税額控除 | 0.5% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.2% | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.4% |
| その他 | 0.3% | その他 | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.4% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.9% |

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------|-------|----------------------------|-------|----------------------------|
| | 自 | 2020年4月 1日 至 2021年3月31日 | 自 | 2021年4月 1日 至 2022年3月31日 |
| 期首残高 | | - | | 1,371 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | | 1,371 | | 48 |
| 資産除去債務の履行による減少 | | - | | 296 |
| 期末残高 | | 1,371 | | 1,123 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

| | |
|---------|------------|
| 委託者報酬 | 115,670百万円 |
| 運用受託報酬 | 16,675百万円 |
| 成功報酬（注） | 1,058百万円 |
| その他営業収益 | 530百万円 |
| 合計 | 133,935百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----|--------|-----|-----|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|
| | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---------|----------|--------|-----------------|-----|---|---|-----------------------|--------|----------|-------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1) | 26,722 | 未払手数料 | 5,690 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペーパーの償還(*2) | 20,000 | 有価証券 | - |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---------------------|------|----------------|-------|--------------------|-----------|----------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500 (米ドル) | 資金管理 | 直接100% | 資産の賃貸借 | 資金の貸付 | 3,427 | 短期貸付金 | 1,835 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 1,709 | | |
| | | | | | | | 貸付金利息の受取 | 9 | 未収利息 | 4 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|---|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1) | 29,119 | 未払手数料 | 6,013 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

| 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | |
|---|------------|---|------------|
| 1株当たり純資産額 | 17,018円01銭 | 1株当たり純資産額 | 16,775円81銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 5,101円61銭 | 1株当たり当期純利益 | 4,835円10銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 26,276百万円 | 損益計算書上の当期純利益 | 24,904百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 26,276百万円 | 普通株式に係る当期純利益 | 24,904百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 |

中間財務諸表

中間貸借対照表

| | | 2022年9月30日現在 |
|----------|----------|--------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 1,959 |
| 金銭の信託 | | 40,970 |
| 有価証券 | | 8,000 |
| 未収委託者報酬 | | 27,052 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,915 |
| 短期貸付金 | | 1,448 |
| その他 | | 923 |
| 貸倒引当金 | | 16 |
| 流動資産計 | | 85,253 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,534 |
| 無形固定資産 | | 5,483 |
| ソフトウェア | | 5,482 |
| その他 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 15,974 |
| 投資有価証券 | | 2,133 |
| 関係会社株式 | | 10,025 |
| 長期差入保証金 | | 519 |
| 前払年金費用 | | 1,433 |
| 繰延税金資産 | | 1,758 |
| その他 | | 104 |
| 固定資産計 | | 22,993 |
| 資産合計 | | 108,246 |

| | | 2022年9月30日現在 |
|-----------|----------|--------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 12,363 |
| 未払収益分配金 | | 0 |
| 未払償還金 | | 11 |
| 未払手数料 | | 8,301 |
| 関係会社未払金 | | 3,205 |
| その他未払金 | 2 | 842 |
| 未払費用 | | 9,504 |
| 未払法人税等 | | 1,213 |
| 賞与引当金 | | 2,096 |
| その他 | | 226 |
| 流動負債計 | | 25,405 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 3,045 |
| 時効後支払損引当金 | | 595 |
| 資産除去債務 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | 4,763 |
| 負債合計 | | 30,169 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 |
| 利益剰余金 | | 46,860 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 46,175 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 21,568 |
| 評価・換算差額等 | | 307 |

| | | |
|--------------|--|---------|
| その他有価証券評価差額金 | | 307 |
| 純資産合計 | | 78,077 |
| 負債・純資産合計 | | 108,246 |

中間損益計算書

| 区分 | 注記 番号 | 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日 |
|--------------|----------|------------------------------|
| | | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 57,740 |
| 運用受託報酬 | | 9,162 |
| その他営業収益 | | 181 |
| 営業収益計 | | 67,085 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 19,423 |
| 調査費 | | 14,540 |
| その他営業費用 | | 2,613 |
| 営業費用計 | | 36,577 |
| 一般管理費 | 1 | 14,575 |
| 営業利益 | | 15,931 |
| 営業外収益 | 2 | 7,366 |
| 営業外費用 | 3 | 1,574 |
| 経常利益 | | 21,723 |
| 特別利益 | 4 | 30 |
| 特別損失 | 5 | 49 |
| 税引前中間純利益 | | 21,705 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,322 |
| 法人税等調整額 | | 966 |
| 中間純利益 | | 16,415 |

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | 株 主 |
|--|-------|--|----------|--|-----|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | |

| | 資本金 | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | 別途 積立金 | 繰越 利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | 資本 合計 |
|-------------------------------|--------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|----------|
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,030 | 55,322 | 86,232 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 24,877 | 24,877 | 24,877 |
| 中間純利益 | | | | | | | 16,415 | 16,415 | 16,415 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額 合計 | - | - | - | - | - | - | 8,461 | 8,461 | 8,461 |
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 21,568 | 46,860 | 77,770 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 174 | 174 | 86,407 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 24,877 |
| 中間純利益 | | | 16,415 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額） | 132 | 132 | 132 |
| 当中間期変動額合計 | 132 | 132 | 8,329 |
| 当中間期末残高 | 307 | 307 | 78,077 |

[重要な会計方針]

| | |
|--------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 6年 |
| 附属設備 | 6～15年 |
| 器具備品 | 4～15年 |

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

| | |
|----------------|---|
| 7. 収益及び費用の計上基準 | <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>委託者報酬</p> <p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬</p> <p>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>成功報酬</p> <p>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p> |
| 8. 消費税等の会計処理方法 | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> |

[会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

[追加情報]

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

| 2022年9月30日現在 | |
|------------------|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,577百万円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

| | | 自 2022年4月 1日 |
|---|---------------|--------------|
| | | 至 2022年9月30日 |
| 1 | 減価償却実施額 | |
| | 有形固定資産 | 210百万円 |
| | 無形固定資産 | 992百万円 |
| 2 | 営業外収益のうち主要なもの | |
| | 受取配当金 | 6,933百万円 |
| 3 | 営業外費用のうち主要なもの | |
| | 金銭の信託運用損 | 1,439百万円 |
| | 時効後支払損引当金繰入 | 7百万円 |
| 4 | 特別利益の内訳 | |
| | 投資有価証券等売却益 | 10百万円 |
| | 株式報酬受入益 | 19百万円 |
| 5 | 特別損失の内訳 | |
| | 投資有価証券等売却損 | 16百万円 |
| | 固定資産除却損 | 33百万円 |

中間株主資本等変動計算書関係

| | | 自 2022年4月 1日 | | | | | | | | | | |
|-------|---|--------------|---------|------------|----|----------|------|------------|---|---|------------|--|
| | | 至 2022年9月30日 | | | | | | | | | | |
| 1 | 発行済株式に関する事項 | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当中間会計期間末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>5,150,693株</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,150,693株</td> </tr> </tbody> </table> | 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 | 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 | |
| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 | | | | | | | | |
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 | | | | | | | | |
| 2 | 配当に関する事項 | | | | | | | | | | | |
| | 配当金支払額 2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 ・普通株式の配当に関する事項 | | | | | | | | | | | |
| | (1) 配当金の総額 | 24,877百万円 | | | | | | | | | | |
| | (2) 1株当たり配当額 | 4,830円 | | | | | | | | | | |
| | (3) 基準日 | 2022年3月31日 | | | | | | | | | | |
| | (4) 効力発生日 | 2022年6月30日 | | | | | | | | | | |

金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|----------------|--------|----|
| (1)金銭の信託 | 40,970 | 40,970 | - |

| | | | |
|------------------|--------|--------|---|
| 資産計 | 40,970 | 40,970 | - |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 74 | 74 | - |
| 負債計 | 74 | 74 | - |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|---------------|---------------------|
| 市場価格のない株式等（ ） | 10,260 |
| 組合出資金等 | 1,898 |
| 合計 | 12,159 |

() 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額（単位：百万円） | | | |
|-----------------|--------------------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | - | 40,970 | - | 40,970 |
| 資産計 | - | 40,970 | - | 40,970 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | - | 74 | - | 74 |
| 負債計 | - | 74 | - | 74 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2022年9月30日）

1．売買目的有価証券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額（百万円） |
|--------|---------------------|
| 子会社株式 | 9,919 |
| 関連会社株式 | 106 |

4．その他有価証券(2022年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 8,000 | 8,000 | - |
| 小計 | 8,000 | 8,000 | - |
| 合計 | 8,000 | 8,000 | - |

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間（2022年9月30日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 （百万円） | 契約額等 のうち一年超 （百万円） | 時価 （百万円） | 評価損益 （百万円） |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 1,371 | - | 74 | 74 |

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

| | 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日 |
|------------------------------|------------------------------|
| 期首残高 | 1,123 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額 | - |
| 中間期末残高 | 1,123 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| 区分 | 当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日) |
|---------|---|
| 委託者報酬 | 57,740百万円 |
| 運用受託報酬 | 8,912百万円 |
| 成功報酬(注) | 250百万円 |
| その他営業収益 | 181百万円 |
| 合計 | 67,085百万円 |

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

| |
|------------------------------|
| 自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日 |
|------------------------------|

1株当たり純資産額 15,158円67銭

1株当たり中間純利益 3,187円11銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 中間純利益 | 16,415百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 16,415百万円 |
| 期中平均株式数 | 5,150千株 |

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|------------|-----------------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

* 2023年2月末現在

(2) 販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村証券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 5,500百万円 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000百万円 | |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 83,616百万円 | |
| J P モルガン証券株式会社 | 73,272百万円 | |
| シティグループ証券株式会社 | 96,307百万円 | |
| ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 | 35,765百万円 | |
| 大和証券株式会社 | 100,000百万円 | |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円 | |
| バークレイズ証券株式会社 | 38,945百万円 | |
| B N P パリバ証券株式会社 | 102,025百万円 | |
| B o f A 証券株式会社 | 83,140百万円 | |
| みずほ証券株式会社 | 125,167百万円 | |
| 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円 | |
| モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社 | 62,149百万円 | |

| | |
|-----------|-----------|
| UBS証券株式会社 | 34,708百万円 |
|-----------|-----------|

* 2023年2月末現在

2 関係業務の概要

<更新後>

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務ならびに償還金の支払いに関する事務等を行いません。

3 資本関係

<訂正前>

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

__該当事項はありません。

(2) 販売会社

__該当事項はありません。

-

-

<訂正後>

(2022年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根津昌史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信の2022年8月11日から2023年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信の2023年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

| | | | |
|--------------------|-------|----|-----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 湯原 | 尚 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 津村 | 健二郎 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 水永 | 真太郎 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財

務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。